

に平成28年12月26日

第22期

第28回 農業委員会総会

議 事 録

苫小牧市農業委員会

平成28年12月26日午後2時、第28回苫小牧市農業委員会総会を市役所第2庁舎2階北会議室において招集したが、出席した委員及び議事の内容は次のとおり。

委 員	今 泉 宏 治
	及 川 末 男
	野 村 真理子
	工 藤 良 一
	黒 坂 章
	佐久間 貴 子
	山 本 まり子
	丹 羽 秀 則

事務局	林 崎 局 長
	赤 松 主 査
	阿 部 事務員
	松 本 事務員

農業水産課	遠 藤 主 査
-------	---------

林崎局長

定刻となりましたので、ただいまから第28回苫小牧市農業委員会総会を開会いたします。本日は亀谷委員、五十嵐委員、山内委員、谷口委員から所用のため欠席されるとの届出がありました。従いまして、本日の出席委員数は8名で、在任いたします委員12名の過半数に達しておりますので、農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

< 会長 挨拶 >

会長には引き続き農業委員会会議規則第4条の規定により会議の議長をお願いいたします。

会 長

それでは、農業委員会会議規則第13条の規定による議事録の署名委員さんを指名させていただきます。5番工藤委員さん、7番黒坂委員さん、よろしくをお願いいたします。

これより、議案審議に入ります。

報告第1号「現況証明願いの専決処分について」事務局より説明をお願いします。

赤松主査

報告第1号「現況証明願いの専決処分について」

～議案書を朗読し内容を説明。

1番と2番は市街化区域にございますので、「現況証明願い事務処理要領」第3条第1項の規定により会長専決処分としたものでございます。

3番は平成28年2月16日付け苫農委第9号で証明した「農地、採草放牧地以外」と判断した土地と全く同じ土地であるため、「現況証明願い事務処理要領」第3条第5項の規定により会長専決処分としたことをご了承願います。

会 長

ただいまの報告第1号について、ご意見、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」との声あり)

特に無いようですので、質疑を終了してよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、報告第1号については原案のとおりとすることとしてよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、報告第1号については、原案のとおり、承認いたしました。

次に、議案第1号「現況証明願いの下附について」事務局より説明をお願いします。

赤松主査

議案第1号「現況証明願いの下附について」

～議案書を朗読し内容を説明。

会 長 ただいまの事務局の説明に関連して、現地調査委員の野村委員からご報告をお願いします。

野村委員 12月14日、申請者立会いのもと、私のほか4名の調査委員で現地を調査しましたが、願い出のあった土地は「農地、採草放牧地以外」であると判断しました。以上です。

会 長 ありがとうございました。ただいまの議案第1号について、ご意見、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」との声あり)

特に無いようですので、質疑を終了してよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案第1号については原案のとおりとすることとしてよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案第1号については、原案のとおり、可決いたしました。

次に議案第2号「苫小牧市食育推進協議会委員の推薦について」事務局より説明をお願いします。

赤松主査 議案第2号「苫小牧市食育推進協議会委員の推薦について」

～議案書を朗読し内容を説明。

会 長 ただいまの議案第2号について、ご意見、ご質問はございませんか。

これは、初めての協議会ですね。

林崎局長 はい。国のほうで食育基本法という法律があり、食育の推進協議会ができました。

会 長 いかがでしょうか。ご意見、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」との声あり)

特に無いようですので、質疑を終了してよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案第2号については原案のとおりとすることとしてよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案第2号については、原案のとおり、可決いたしました。

次に、その他(1)「第29回農業委員会総会の開催について」事務局より説明をお願いします。

赤松主査 その他(1)「第29回農業委員会総会の開催について」

～1月27日（金）午後4時開催。

会 長

次に、その他（2）「農地法第5条の規定による一時転用事業の完了について」事務局より説明をお願いします。

赤松主査

その他（2）「農地法第5条の規定による一時転用事業の完了について」～資料を朗読し内容を説明。

会 長

ただいまのその他（2）について、ご意見、ご質問はございませんか。

（各委員から「ありません」との声あり）

特に無いようですので、その他（2）を終了します。

その他、事務局から何かございませんか。

赤松主査

事務局より3点お知らせがございます。

1月29日の総会において貸主、■■■■■さん外2名、借主、■■■■■(株)の農地法第5条に基づく一時転用許可申請について許可決定しましたが、平成28年12月19日付けで北海道農業会議より許可相当との回答がありました。ただ、胆振総合振興局から砂利採取許可が遅れ、本日付けで許可決定しましたと連絡がありましたので、本日以後に許可書を交付しますことを報告いたします。

また、お手元にお配りしている資料1ですが、前回の総会で五十嵐委員よりご指摘がありました、(有)■■■■■■■■の農用地利用状況報告書の数値についてですが、■■■■■■■■に確認しましたところ3の事業の状況の反収の数値が誤っておりましたので、訂正してお詫びいたします。

また、お手元に来年の農業委員会手帳をお配りしておりますので、ご活用願います。以上です。

会 長

資料1は、数値が間違っていたとのことです。

その他の事務局の説明は終わりました、次に資料2につきまして事務局長より説明をお願いします。

林崎局長

お手元の資料2について、農業委員と推進委員を選任する要綱を、原案は農業会議等々にいただいております、それを基に市役所の法務文書課で内容を精査しまして、文言の整理が終わって現状で出来上がったものです。先月の総会の中で、農地のない認定農業者の扱いをどうするかという部分がありましたが、要綱第2条の（1）市内に居住する農業者を、認定農業者または30アール以上の農地をその耕作の事業に供している個人をいう、とさせていただきます、30アールの農地がなくても認定農業者に認定されていれば、農業委員、推進委員を推薦することができる、という内容にしています。これが概略の説明です。募集期間は来年1月13日

から2月13日までの間に決めました。

また、1月20日に農業者等との意見交換会を開催する予定です。前回は講師をお二人お呼びしました。来年は北海道農業会議から、農地中間管理機構の機構集積事業のお話をさせていただきます。農地パトロールの時に会長が仰っていましたが、地域で担い手の人に農地を渡して、その面積によって地域を整備するお金が入ったりして事業を行うことができる、というようなお話を1月20日に開催しますので、よろしくお願ひします。

会 長

資料2の説明につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

3人の推薦ですね。団体だと3人要らないんですね。

林崎局長

団体ですと、代表者からの推薦となります。

会 長

早速、1月13日からの募集ですね。

林崎局長

はい。1月13日からの募集ということを広報に載せています。一般の農家さんには、先月の農家実態調査で、農業委員会法が変わりましたという文書を入れさせてもらっています。

会 長

2月13日までに応募がこななかったら、どうなるんですか。

林崎局長

期間を延長します。

会 長

それでは、年明けてから、よろしくお願ひします。

その他、事務局から何かございませんか。

無いということですが、委員さんの方からは何かございますか。

(各委員から「ありません」との声あり)

無いようですので総会を閉じてよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは第28回農業委員会総会を閉じさせていただきます。大変有難うございました。

(午後2時35分閉会)

以上、会議の顛末を記録し、後日に証するためここに署名捺印する。

議 長 印

委 員 印

委 員 印